

第三日 平成二十七年三月十二日

開 議 午前九時五十九分

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は十三名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、発議第一号二〇一五年最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第一号は趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

これから発議第一号を採決いたします。発議第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、発議第一号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取り扱いについては、本職にご一任願います。

日程第二、報告第一号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十六年藤崎町一般会計補正予算（第九回））を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第一号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第一号は承認することに決定しました。

日程第三、諮問第一号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第一号を採決いたします。諮問第一号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、諮問第一号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第四、諮問第二号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第二号を採決いたします。諮問第二号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、諮問第二号は原案のとおり適任と認めることに決定しました。

日程第五、議案第一号地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う関係条例の整備等に関する条例案を議題と

いたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第一号を採決いたします。議案第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第一号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第二号藤崎町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二号を採決いたします。議案第二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第三号藤崎町債権管理条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

条例の中で、第四条の二項のところに、町の債権を適正に管理するための体制を整備するものとするというふうにあるんですけども、これは第四条の二、今までも債権管理そのものはやってきたわけでありましてけれども、ただ、住宅、家賃の問題だとか、調停や裁判に行かざるを得ないという問題もあったんですけども、この町の債権を適正に管理す

るための体制を整備するという、現状はどうあって、これからどういうふうな方向でやろうとしているのかということについてはどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

お答えいたします。まず、この条例の制定の第一目的としましては、町民負担の公平性と財政の健全化を確保するという事で、全庁的な債権管理の徹底を図りたいということで今回の債権管理条例となっております。内容としましては、今ご指摘のありました、これはもともと地方自治法とか施行令、あるいは民法に債権管理については規定されております。ただ、新たに全庁的な債権管理条例を定めるということは、債権管理を全庁で取り組みましょうということで制定したわけがございます。具体的にはどういうことをやるかといいますと、第五条に書いていますように、債権を持っている各債権所管課に台帳整備と徴収計画をつくってもらおうということと、債権放棄に関しましては、今まで所在不明など、あるいはまた破産、倒産、死亡、その他においては無資力状態にあるものを落としてきたんですけれども、これは明文化したいということで条例に決めました。ただ、その無資力状態にあるものといっても、どういった人を無資力状態というのか、やはり情報がなければできないということで、各課共通認識のもとにおいて債権を管理していきたいということで、今回の条例の制定になっております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

これまでもやってきたことをきちんと条例化もして、台帳もつくってやろうということなんですけれども、その条文の中の第十条ですけれども、強制執行等という問題があります。債権管理者は町長を含めて町として強制執行もするんだ

というようなこと、実際やってきた事例もあるのかなと、強制執行についてですけれども、強制執行の事例は今日までどういう状況にあるのかということについてはどうでしょうか。

もう一つ、このただし書きのところ、ただし、第十三条に規定する徴収停止の措置をとる場合、または履行期限を延長する、国保だとかは履行期限を延長したり、あるいは分割納付したりしてやっているんですけれども、そういう場合は認められるというのはわかるんです。お聞きしたいのは、その他特別な事情があると認める場合は強制執行はしないんだというような書きぶりなんですけれども、その他特別な事情がある場合はというのはどういうケースを想定して、どういう場合を想定なさっているのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

十条の強制執行等、これは手続的には本来であれば法律に基づき財産の差し押さえ、差し押さえた財産の競売ということが柱でございますけれども、実際にこれまでも地方自治法とか施行令においてもこういう文言がございます。ただ、実際行ったかという、現状では行っておりません。条例で定めても、実際行うとなるとそれなりの人材の育成とか債権担当部署の設置といった、それなりの人的な時間的なものもあるので、これは現時点では一朝一夕にはできないのかなと思っております。

もう一点、その他特別な事情ということでございますけれども、今現在においては先ほどもご説明しましたように、無資力の状態の人であればやはりそこまで行く必要はないのではないかなということで、債権の放棄等においては検討していかなければならないのかなと考えております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

最近、自治体の中で強制執行をどんどんやるというのも出ているわけでありまして。藤崎町がそうだということではありません。その他特別の事情があると認める場合、無資力の状態の判断の問題と、それから公的な児童手当だとか、あるいは年金だとか、それを滞納があるということで強制執行をやれば債権があるからやればいいというような問題ではないんだろうというふうな、その辺の理解をきちんとして、この債権管理条例の実務と執行に当たっていただきたいという要望を申し述べておきたいと思います。

それで、初めにお聞きしたいのは、町の債権管理者というのは町長及び地方公営企業法第七条に規定する管理者をいうとなっているんですけれども、我がほうも地方公営企業法を全面適用ということなので、町長と公共下水道課長というふうに考えてよろしいんですか。それとも町長だけなんですか。その辺はどういう運用なのでしょう。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

地方公営企業法においては上下水道事業管理者、これは設置しておりません。地方公営企業法においては、設置していない場合は町長と規定されておりますので、町長ということで解釈していただければいいと思います。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三号を採決いたします。議案第三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第四号藤崎町課設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四号を採決いたします。議案第四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第五号藤崎町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五号を採決いたします。議案第五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第六号藤崎町行政手続条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六号を採決いたします。議案第六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第七号藤崎町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七号を採決いたします。議案第七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第八号藤崎町ふるさと寄附条例の全部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

議案第八号藤崎町ふるさと寄附条例の全部を改正する条例案について伺います。第二条に寄附金を使う、活用する事業というのが五項目ほど書かれておりますけれども、具体的にどういうことが想定されるのか、伺いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

きょうの新聞にも載ってございましたけれども、弘前市では弘前城の石垣の改築等で非常に効果が上がっているということで、我々も町を発信していくためにも、ふるさと寄附をしていただく方に事業を発信してアピールして寄附を募ると



いう形をとりたいということから、今回の条例改正を行うわけですけれども、納税者の方がこの事業に使ってくれということを経後アピールしていくためにも、ぜひこの条例案を改正したいということでございます。

どういふ事業を想定しているかということでございますが、まだ明確な、この事業に投入するということは決めてございませんが、今後、地方創生等で町を再生していくといった事業等がふさわしいのではないかと。今後は納税者の方にもこういうように使ったということ、いわゆる往復のことができるような改正を行うものですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

きょうの新聞は私も見ましたけれども、我が町の、全国にそういう自慢できるようなとか、発信できるような、そういう価値を見出せるような事業があればいいんですけれども、ふるさとを思うという気持ちで納税してくれる方には大変ありがたいと思うんですけれども、多く集まることにこしたことはありませんけれども、最近ふるさと納税に対する謝礼品のことが話題になっておりますけれども、余りにもエスカレートした謝礼品をお礼として送るということは本当のふるさとを思って納税するということからちょっと趣旨が外れていくんではないかと、ずれていくんではないかという、その謝礼品欲しさのために納税するという、そういう本来の趣旨から外れていくということもないわけではないと思うんですけれども、我が町では納税者に対してどのぐらいの謝礼品を考えているのか、お願ひいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

非常にこの取り組みについては後方、おくれをとってしまいまして、非常に反省しているところでございます。昨年の

盆過ぎのあたりに、企画財政課長にもっともっと積極的に取り組む指示を出しました。今、奈良岡議員のことはもちろん念頭に置かなければならないけれども、例えば特産欲しさに全国からいろいろな意味でたくさんの自治体にまたふるさと納税されているのも事実でございます。二週ぐらい前の週間現代、私ちょっと購入して見たんですが、二十五年度の実績で一番ふるさと納税を受けているのは長崎県の平戸市、もう十億超えています。二番手、三番手、四番手は八億、八億、七億台で、いずれにしても藤崎町より人口が少ない、七千、六千人規模の町がいろいろ発信力を持ってふるさと納税をいただいて、それをまた地域の活性化につなげているというところも現状でございます。

今この議案に際しまして、まずはふるさと納税する人をどの部門に使っていただきたいという要望をまず受けます。そして、どういうものを発信するかというのは今までは三千元程度の特産物でございましたけれども、納税額によってちょっとめり張りをつけたような地方を発信するような特産物をやるように、今、四月二十日までその素案がまとまります。皆さんもご存じのとおり、二年前の母の日にふじりんごふるさと応援大使を任命、拝命受けた梅沢富美男さんから、町長、ぜひとも私を使ってくれと、私の写真も使ってくれと、そしてなおかつ意義あるようなまちづくりに全国から納税者を募りながら、また藤崎の物産をお返しということで活性化にもつながるんじゃないかということで、一月のパルシステムの新年賀詞交換会終わった後に東京でまたそのようなお話をしてございます。ですから、四月二十九日、合併十周年で記念式典にお祝いに駆けつけてくれるまで素案をつくって、それを見ていただいて、それでゴーサイン出ればいろいろプリントして全国発信をしていきたいと。もちろんそれはチラシだけでなくして、インターネット等をいっぱい活用しながら全国発信していきたいと、そういう思いでございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

我が町を応援するという意味で納税するのはいいんですけれども、特産品欲しさに納税するというのであれば趣旨が違

ってくると思うので、その辺は方向性を間違わないように、このふるさと納税制度は運用していただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八号を採決いたします。議案第八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第九号藤崎町ふじさき応援基金条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九号を採決いたします。議案第九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第十号藤崎町農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十号を採決いたします。議案第十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第十一号藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十一号を採決いたします。議案第十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

本議案、介護保険条例の一部を改正する条例案でありますけれども、高齢化の進展に伴って介護給付費及び予防費の増大に伴い、藤崎町においても標準月額五千八百五十円から六千五百円に増加する内容を主なるものとするものであります。今回は低所得者階層を低所得者軽減措置もとっているわけでありますけれども、いずれにしても全体としましては保険料の引き上げの連続でありますし、今後このようにこの制度を維持していくというようなことから見ますと、こうした事態を回避するためには介護保険の財源構成の中で国の負担割合を現行より五%以上引き上げること、あるいはまたは調整交付金を一〇%確保するということでもあります。または、弘前市でやっているようなことでもありますけれども、市町村の一般会計から繰り入れを実施することによって連続的な引き上げを回避することができるんだろうと思っております。いずれにしましても、ルール分に基づいて精査した上での保険料の算定でありますけれども、消費税増税の住民負担の増加など、住民負担の軽減のためにもこれ以上介護保険料を引き上げないという消費税増税時の財源

構成の見直しをはっきり要求する意味でも、本条例に賛成できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。小野 稔君。

○六番（小野 稔君）

私は、この藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例案に賛成するものであります。

今回の条例案は、介護を必要とする町民へ安定した介護保険サービスの提供や介護事業、予防事業、生活支援事業の体制整備を円滑に実施するための必要な条例改正だと思っております。また、第六期の介護保険法第二百二十九条の規定に基づき、ルールどおり算定されております。先ほど述べました弘前の事例は、私はそれは反しているものと思っております。ですから、今後さらなる地域福祉の向上に期するものと認め、賛成するものであります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第十一号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第十一号は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第十二号藤崎町町営住宅条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十二号を採決いたします。議案第十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第十三号藤崎町保育の実施に関する条例を廃止する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十三号を採決いたします。議案第十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第十四号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十四号を採決いたします。議案第十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第十五号友好都市の提携の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十五号を採決いたします。議案第十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十五号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第十六号町長が専決処分することのできる事項の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十六号を採決いたします。議案第十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十六号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第十七号町道路線の認定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十七号を採決いたします。議案第十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第十八号町道路線の変更の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十八号を採決いたします。議案第十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、議案第十九号平成二十六年藤崎町一般会計補正予算（第十回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

補正予算でございます。議案第十九号。ページ数でいきますと、歳出の二十二ページ、一般管理費、この空き家解体工事費三十二万四千円計上されているのは、これは多分一件分のことなのかなと思うんですけども、今年度というか、平成二十六年全体としてはこれの対象になったのは何件ほどあるのかということについてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいまの空き家の解体の工事費の関係のお話でございますけれども、恐らく質問になっているのは補助の対象になった方ということの理解でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）補助の対象になった方につきましては、二件でございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。



○十三番（浅利直志君）

解体までいかに、今後の移住だとか、そういうものに使える財産については有効活用するという含めて今後検討していただきたいし、いく必要があるのかなと思いますけれども、そこで、その空き家の所有者調査等業務委託料ということで五十七万五千円ほど計上されておるんですけれども、これは計上せざるを得ない理由なり、計上の理由、根拠を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

空き家所有者の調査等業務委託料の計上理由ということでございますけれども、今回対象になっている空き家につきましては横町の鹿島神社のところにあります空き家でございます。所有権のある方が亡くなっておりまして、その相続の対象となる子供さんが三人おります。一人につきましては近隣の町村にお住まいでありますけれども、あとの二人につきましては東京のほうへ出ておられます。空き家の処理をしていくに当たって、相手方の存在の有無を確定する必要があります。そのためには、公示送達という手続が必要になります。この公示送達の手続に当たりまして、東京在住ということで東京のほうに本来であれば職員が出向いて調査をして確認するということになるわけですが、弁護士さんとも三回ほど相談をしました。弁護士さんのアドバイスといたしまして、弁護士さんに委託する形でやったほうが職員が直接行って確認をした場合よりも経費的にも安上がりになりますし、あと、もし裁判になった場合の立証ということになりますと、職員が行って確認をする場合は少し弱くなるというふうなアドバイスをいただきまして、今回この費用の計上をしたものでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そうしますと、弁護士に依頼するという事なんですか。そこまでいかざるを得ない、つまり一人は近所に住んで、あと二人相続人がいるんだと。でも、行方不明か何かだという意味なんですか。所在、長期不在だとか、長期不在じゃなくって行方不明状態だというような現状なんですか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

当然、空き家条例に基づきまして通知等を出してございます。その通知等を出したところ、居所不明ということで郵便が返ってきております。ですので、その前に手続を進めるためにはその公示送達という手続が必要になるわけでございます。したがって、先ほど申し上げましたように弁護士さんのほうにお願いする必要があるということがございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私、鹿島神社の中にあるんだということなんですけれども、そうすれば、地元にいる、どれぐらいの建物なんですか、それは。どれぐらいの建物なのかということ。築何年ぐらいで。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいま鹿島神社の中というお話をされましたけれども、付近でございますので、そこは訂正いたしたいと思います。

それから、住宅の面積ということでございますけれども、ちょっと詳細な資料が手元にはないんですが、記憶ですと百平米程度だというふうに理解をしております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

次のページ、二十三ページの地方創生先行型にかかわることなんですけれども、その中で委託料で加工特産品実践業務委託料ということで、農産物拠点づくりのアドバイザーも百万円ほどで報償費として支払いつつ、加工品の実践業務委託料として四百万円ほど支出する、平成二十七年度に補正で組んで、執行は二十七年度ということなんですけれども、これはどういうものを一次加工品をつくるということなのか、その辺はどういうことを想定していらっしゃるのか、お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

今回の創生型では、今後のことを考えると先に先行して行ったほうが良いということで、今回の農産物加工のほうにも補正予算を計上しております。主なものとしては、本予算のほうでもついているんですけれども、こちらのほうは人材育成ということに重きを置いて、農家の方、それから一般の方でも食品加工について学んでもらって、そういう加工の輪を広げようという目的で行うものでございます。大きなものとしては、食品加工セミナーとか販路拡大セミナーとかいうようなことを実施しまして、加工について学んでもらおうということで取り組むものでございます。主なものとしてはドレッシング、それからホットパック、レトルト、こういったものを試作してみようと考えてございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

同じページ数でいけば二十三ページです。報償費。農産物拠点づくりアドバイザー料百万円ほどとなっておりますけれども、これは年間契約でアドバイザー料を払うということなんですか。どういう部門のアドバイスを受けるという契約、積算に基づいて百万円ほど、これ百万円が相場なんですか。五十万円ではなくて百万円ぐらいが相場なんですか。その辺はどういう取り扱いなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

今回も地方創生の大きなテーマとして六次産業化ということで、食をテーマにして今後進めていく上で必要なアドバイスを受けるための経費を年間予算として計上したものでございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十九号を採決いたします。議案第十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第二十号平成二十六年藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十号を採決いたします。議案第二十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十号は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、議案第二十一号平成二十六年藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十一号を採決いたします。議案第二十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十一号は原案のとおり可決されました。

日程第二十六、議案第二十二号平成二十六年藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十二号を採決いたします。議案第二十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十二号は原案のとおり可決されました。

日程第二十七、議案第二十三号平成二十六年藤崎町水道事業会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十三号を採決いたします。議案第二十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十三号は原案のとおり可決されました。

日程第二十八、議案第二十四号平成二十六年藤崎町下水道事業会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十四号を採決いたします。議案第二十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十四号は原案のとおり可決されました。

日程第二十九、予算特別委員会報告を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議員全員で構成する予算特別委員会の審査であり、委員長から報告書が提出され、お手元に配付しているとおりであります。委員長報告は会議規則第三十九条第三項の規定により、省略いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

次に、平成二十七年度各会計予算案の議案第二十五号から議案第三十号までは、議員全員による予算特別委員会で審議いたしましたので、説明、質疑及び討論を省略して、採決いたします。

日程第三十、議案第二十五号平成二十七年度藤崎町一般会計予算案を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

平成二十七年度予算は歳入歳出七十億七千万円ほどの予算であり、町民の福祉、教育、子育て支援にかかわる町民の暮らしに直結する予算であります。しかしながら、本予算に賛成できません。

その理由は、第一に、原子力施設立地対策補助金二千百万円、原子力核燃サイクル推進事業、この二千百万円は電気料金の引き下げや、あるいはまた原発廃炉の費用などに充てるべきものであるという立場から賛成できません。

第二の理由は、国の施策で強力に進めていることでもあるんですけども、社会保障・税番号システム整備事業推進、このために五千五百三十万円ほど支出するわけでありましてけれども、マイナンバー制度のための投資でありますけれども、中止すべきだと思えます。確かに事務事業やあるいはまた国の税や医療の管理強化には役立つでありまして

ども、プライバシーの保護優先あるいはまた個人情報の流出対策、さまざまな点で問題もあり、中止すべきだというふうに思います。

第三の理由は、子供の医療費無料化は評価しているところでありますけれども、所得制限の撤廃もしくは所得制限の大幅な緩和措置を講ずるべきであるということであります。

第四は、パート職員等の処遇改善に踏み出されていないと。官製ワーキングプアをなくする方向でやるべきだと思っておりますので、平成二十七年度本予算に賛成できません。反対です。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

平成二十七年度藤崎町一般会計予算案に賛成するものであります。

普通交付税の減額の中、町政の発展、住民福祉向上に向けた苦心したバランスのよい予算だと思います。緊急の課題である少子化対策、中学生までの医療費給付事業、そして学童保育の時間延長など、健康対策では特定健診、がん検診などのほかに新たに不妊治療への補助など、産業振興では担い手育成事業、農産物拠点づくり事業の推進、また商工会の、微増ではありますが補助金の支出、食の魅力づくりの推進とふじワングランプリの開催と地域活性化を図る予算であり、原案に賛成するものであります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第二十五号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第二十五号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕



○議長（野呂日出男君）

賛成多数であります。よって、議案第二十五号は原案のとおり可決されました。

日程第三十一、議案第二十六号平成二十七年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十二、議案第二十七号平成二十七年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十三、議案第二十八号平成二十七年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

介護保険特別会計予算の議案でございます。介護保険特別会計事業予算は十七億二千八百万円余の予算であり、担当課関係者において介護事業を円滑に進めるため苦勞して作成されたものでございます。ただし、全体としては保険料の引き上げであり、その負担は制度発足当初から見れば二倍近いものになるうとしております。全国的に見れば二倍近いものになるうとしております。また、介護施設事業者報酬の削減も見込まれており、介護施設従事者や事業者の不安が出ている状況であります。したがいまして、これらの不安の解消のためには今後の限界に近づいている介護保険制度の制度改正も十分視野に入れて取り組まなければならないと思います。特に国の国庫負担割合の五%以上の引き上げを国にはっきり求めていくという意味からも、本介護保険会計の予算案に賛成できません。以上です。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。小野 稔君。

○六番（小野 稔君）

私は、議案第二十八号平成二十七年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案に賛成するものであります。

なぜならば、私はこの平成二十七年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案に賛成するものです。今回の平成二十七年度予算は第六期介護保険事業計画に基づき算定されたものであり、介護を必要とする町民へ安定した介護保険サービスの提供や介護予防事業を円滑に実施できるこの予算案が適正であることから賛成するものであります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第二十八号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第二十八号は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第二十八号は原案のとおり可決されました。

日程第三十四、議案第二十九号平成二十七年度藤崎町水道事業会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十五、議案第三十号平成二十七年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十六、常任委員会報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長から報告を願います。総務産業常任委員長、清水孝夫君。

○総務産業常任委員長（清水孝夫君）

総務産業常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る一月二十一日、常任委員会を開催し、消防について審査し、完成したばかりの東消防署北分署の現地視察を実施い

たしました。旧東消防署北分署は、昭和四十六年九月に竣工した建物でしたが、それを今回、消防防災活動拠点機能を備えた近代的な建物として建てかえたものであり、平成二十六年十二月一日から供用開始しております。消防庁舎は鉄骨づくりの平家建て、延べ面積は六百二十六・六八平方メートルあり、大規模災害発生時に地域住民の一時避難所としても使用できる会議室を設けたほか、事務室、仮眠室、救急車両車庫など、日常業務から出動時まで配慮した施設がそろっております。加えて、長時間の停電にも対応できる非常用発電設備を設置するなど、災害対策の強化も図っております。さらには、隣接して鉄骨づくりの平家建ての水防倉庫も併設しております。以上の施設を今回視察したわけですが、この東消防署北分署が新たに完成したことで、地域住民の安全安心のためにますます防災活動が充実していくものだと印象づけられました。

以上、総務産業常任委員会報告といたします。

○議長（野呂日出男君）

総務産業常任委員会の報告が終わりました。

次に、民生教育常任委員長から報告願います。民生教育常任委員長、小野 稔君。

○民生教育常任委員長（小野 稔君）

民生教育常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る一月二十一日、常任委員会を開催し、小中学校に関することについて審査し、藤崎小学校における電子黒板等のICT機器の活用状況及び明德中学校におけるエネルギーに関する理科教材の活用状況について、現地視察を実施しました。

電子黒板及びデジタル教科書は、平成二十五年三月に町内の全ての小中学校に導入されましたが、平成二十六年十二月の補正予算でさらに整備を図っております。今回は藤崎小学校の一年生から六年生までの全学年の授業を視察することによりまして、ICT機器が有効に活用され、子供たちが熱心に授業に取り組んでいるところを見ることができました。

また、明德中学校では、県のエネルギーに関する教育支援事業費補助金を財源として整備したエネルギーに関する理科教材が二年生の理科の発電力、消費電力比較実験に活用されている授業を視察することができ、生徒たちが生き生きと勉強に励むところを目にすることができました。今後も電子黒板等のICT機器を初め、さまざまな教材が各小中学校の授業において効果的な活用充実されていくことを当常任委員会として切に望むものであります。

以上で、民生教育常任委員会の報告といたします。

○議長（野呂日出男君）

民生教育常任委員会の報告が終わりました。

日程第三十七、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定しました。

日程第三十八、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十七年第一回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時二分

---

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 佐 々 木 政 美

署名議員 横 山 哲 英

署名議員 浅 利 直 志